

魚種	遊漁期間	禁 止 事 項		
		区 域	禁止期間	禁止漁法
鮎	6月1日～10月14日 12月1日～12月31日	1. 足柄上郡山北町山北地先山北えん堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先 東京電力（株）山北発電所取水えん堤天端上流端までの区域 2. 足柄上郡山北町山北地先山北えん堤天下流端から下流へ小田原市栢山地先 報徳橋橋脚下流端までおよび 南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流の区域	6月1日～9月30日	コロガシ シャクリ
	6月1日～10月14日 12月1日～12月31日	1. 小田原市栢山地先報徳橋脚下流端から下流へ小田原市飯泉地先取水えん堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋橋脚下流端から下流の狩川の区域 2. 南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚下流端から上流へ南足柄市広町地先上山下橋橋脚上流端から上流へ75メートルまでの区域 2. 東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ起点A・Bの直線までの区域	6月1日～10月14日	コロガシ シャクリ
	6月1日～10月14日 12月1日～12月31日	1. 足柄上郡大井町金子地先足柄紫水大橋橋脚下流端から上流及び小田原市桑原地先 富士道橋橋脚上流端から下流までの酒匂川の区域（支流を含む）	6月1日～10月14日	ルアー 但しやまめ イワナ にじますを除く
	6月1日～10月14日 12月1日～12月31日	酒匂川全域（稚鮎保護のため） 但し、やまめ、イワナ、にじますを除く	3月1日～5月31日	毛針
やまめ イワナ にじます	3月1日～10月14日	左記3魚種とも全長15cm以下のものを採捕してはならない。	3月1日～10月14日	---
うぐいふな	1月1日～12月31日	全長10cm以下のものを採捕してはならない。	1月1日～12月31日	---
こい	1月1日～12月31日	全長18cm以下のものを採捕してはならない。	1月1日～12月31日	---
うなぎ	1月1日～12月31日	全長24cm以下のものを採捕してはならない。	1月1日～12月31日	---